○**外務省告示第二百二十一号**

平成二十八年三月九日にテヘランで、イラン・イスラム共和国におけるオルミエ湖流域における持続可能な水資源管理総合計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合食糧農業機関との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　オルミエ湖流域における持続可能な水資源管理総合計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　四億三千六百万円

3　署名者

日　本　側　小林弘裕在イラン大使

国際連合食糧農業機関側　セルジュ・ナコウズィ在イラン代表

平成二十八年六月二十四日

外務大臣　岸田　文雄

○**外務省告示第二百二十二号**

平成二十八年三月九日にドゥシャンベで、タジキスタン共和国における小児疾患予防・管理計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　小児疾患予防・管理計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　六億三千三百万円

3　署名者

日　本　側　鎌田崇志在タジキスタン臨時代理大使

国際連合児童基金側　ルシア・エルミ在タジキスタン事務所代表

平成二十八年六月二十四日

外務大臣　岸田　文雄

○**外務省告示第二百二十三号**

平成二十八年三月九日にドゥシャンベで、タジキスタン共和国におけるハトロン州国境安全強化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　ハトロン州国境安全強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億六千七百万円

3　署名者

日　本　側　鎌田崇志在タジキスタン臨時代理大使

国際連合側　アシータ・ミッタル国際連合薬物犯罪事務所中央アジア地域事務所地域代表

平成二十八年六月二十四日

外務大臣　岸田　文雄

○**外務省告示第二百二十四号**

平成二十八年三月八日にブリッジタウンで、バルバドス政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がバルバドス政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与額　一億円

3　署名者

日　本　側　岡田光彦在バルバドス大使

バルバドス側　マキシーン・マクレーン外務・外国貿易大臣

平成二十八年六月二十四日

外務大臣　岸田　文雄

○**外務省告示第二百二十五号**

平成二十八年三月九日にポルトープランスで、ハイチ共和国における定期予防接種プログラム強化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　定期予防接種プログラム強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　三億九千九百万円

3　署名者

日　本　側　八田善明在ハイチ大使館大使

国際連合児童基金側　マーク・ヴィンセント在ハイチ事務所代表

平成二十八年六月二十四日

外務大臣　岸田　文雄

○**外務省告示第二百二十六号**

平成二十八年三月九日にポルトープランスで、ハイチ共和国における中央県におけるコレラ予防強化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　中央県におけるコレラ予防強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　三億五千四百万円

3　署名者

日　本　側　八田善明在ハイチ大使館大使

国際連合児童基金側　マーク・ヴィンセント在ハイチ事務所代表

平成二十八年六月二十四日

外務大臣　岸田　文雄

○**外務省告示第二百二十七号**

平成二十八年三月十日にビシュケクで、ウズベキスタン共和国、カザフスタン共和国、キルギス共和国及びタジキスタン共和国における中央アジアにおける薬物・犯罪に対する国境連絡事務所設置及び越境協力強化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　中央アジアにおける薬物・犯罪に対する国境連絡事務所設置及び越境協力強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億九千六百万円

3　署名者

日　本　側　原田和哉在キルギス臨時代理大使

国際連合側　アシータ・ミッタル国際連合薬物犯罪事務所中央アジア地域事務所地域代表

平成二十八年六月二十四日

外務大臣　岸田　文雄

○**厚生労働省告示第二百六十五号**

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第二条第六号の規定に基づき、保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成十八年厚生労働省告示第四百九十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月二十四日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第七号の八中ワをヨとし、ハからヲまでをホからカまでとし、ロの次に次のように加える。

ハ　医科点数表区分番号Ｄ００９の６に掲げる前立腺特異抗原（ＰＳＡ）（歯科点数表第２章第３部検査通則第５号においてその例による場合を含む。）

ニ　医科点数表区分番号Ｄ００９の６に掲げるＣＡ１９－９（歯科点数表第２章第３部検査通則第５号においてその例による場合を含む。）

○**国土交通省告示第八百三十九号**

宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第百十二号）第十三条の二十二の規定に基づき、同規則第十三条の十六第一号に規定する登録実務講習実施機関である株式会社新潟県宅建サポートセンターから代表者の氏名を変更する届出があったので、同規則第十三条の三十二第二号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成二十八年六月二十四日

国土交通大臣　石井　啓一

一　代表者の氏名の変更

変更前	小林代士未
変更後	平松　勝

二　変更する年月日　平成二十八年六月二十七日

○**国土交通省告示第八百四十号**

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第十七条の八の規定に基づき、同法第十六条第三項に規定する登録講習機関であるＴＡＣ株式会社から役員の氏名を変更する届出があったので、同法第十七条の十八第二号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成二十八年六月二十四日

国土交通大臣　石井　啓一

一　役員の氏名の変更

変更前	斎藤　博明、福原　敦、福岡　樹、太郎	多田　敏男、小畑　文彦、金井　孝二、長島　典男、猪野　茂雄、平賀　大二郎、原口　健、丹羽　厚
変更後	斎藤　博明、福原　敦、小畑　克泰、福岡　樹、太郎	多田　敏男、文彦、金井　孝二、長島　典男、猪野　茂雄、阿部　玄、平賀　大二郎、池上　健、原口　丹羽　厚

二　変更する年月日　平成二十八年六月二十八日

○**防衛省告示第百四十二号**

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十八年六月二十四日

防衛大臣　中谷　元

期　間　平成二十八年七月一日から同年八月三十一日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区　域　日高沖海面の次の(ア)から(カ)までの六点を順次結んだ線及び(ア)の点と(カ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度九、一四四メートルまでの間

(ア)　北緯四一度四三分〇九秒　東経一四二度五九分四六秒

(イ)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

(ウ)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度〇七分四七秒